

原子力委員会「今後の高レベル放射性廃棄物の地層処分に係る取組について（見解案）」に対する意見書

2012年（平成24年）12月6日

日本弁護士連合会

【意見の概要】

高レベル放射性廃棄物の地層処分政策を凍結し、安全な処分方法及び地層処分以外の多様な選択肢の研究を推進。再処理工場、高速増殖炉などの核燃料サイクル施設は直ちに廃止し、原子力発電所からも速やかに撤退。

【意見の趣旨及び理由】

第1 意見の趣旨

- 1 高レベル放射性廃棄物の地層処分政策を凍結し、安全な処分方法及び地層処分以外の多様な選択肢のための研究を推進する。
- 2 (1) 再処理工場、高速増殖炉などの核燃料サイクル施設は直ちに廃止する。
(2) 既設の原子力発電所のうち、福島第一及び第二原子力発電所、敷地付近で大地震が発生することが予見されるもの、運転開始後30年を経過したものは、直ちに廃止する。上記以外の原子力発電所は、2021年までのできるだけ早い時期に全て廃止し、廃止するまでの間も、安全基準について国民的議論を尽くし、その安全基準に適合しない限り運転・再起動は認めない。

第2 意見の理由

- 1 地層処分について数々の調査・研究がなされてきたが、いまだ絶対的に安全に地層処分できるという科学的な知見は得られていない。もし、高レベル放射性廃棄物が地層処分されてから、放射性物質が地層中に漏出した場合、地下水などを通じて人間環境に多大な悪影響を及ぼすこととなる。したがって、安全性も確認されないまま安易に地層処分するということは、将来の世代の人類を重大な危険にさらすものである。よって、地層処分を原則とする従来の方針は変更する必要があり、「見解案」においてもその旨より明確にされたい。
- 2 また、再処理については技術が未確立でありその安全性に問題があること等の問題に加え、再処理後の高レベル放射性廃棄物の最終処分方策は確立していない。さらに、福島第一原子力発電所事故は、原発がある限り事故が不可避で

あることを明らかにしたが、事故がなかったとしても、原発がある限り、放射性廃棄物の問題は日々、生じ続けるものである。よって、「見解案」においては言及されていないが、放射性廃棄物を根本的に減らすには、再処理工場等の核燃料サイクルを廃止する必要があるとともに、原子力発電から早期に撤退する必要があり、その旨言及されたい。

以上